



埼玉県報

第 2 2 5 3 号
平成 23 年 1 月 14 日
金 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県立春日部工業高等学校外1校における電子計算組織の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [平成二十二年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [さいたま都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [庄内領用悪水路土地改良区の役員住所変更届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [土砂災害警戒区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [指定講習機関の所在地変更届出に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)

正誤

- [埼玉県公安委員会告示第370号目次中訂正\(運転免許課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立春日部工業高等学校外 1 校における電子計算組織 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I T 推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 11 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日興通信株式会社 東京都世田谷区桜丘 1 丁目 2 番 22 号
- 5 落札金額
41,370,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 10 月 8 日

告示

埼玉県告示第六十二号

平成二十二年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カンボジアのための若手の会
- 三 代表者の氏名
荻野 誠史
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区関一丁目六番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、カンボジアの生活貧窮者、そしてその子供たちに対して、教育及び生活上のための物資を提供し、また知識や文化の共有と現地に仕事を生み出すための仲介をする事業を行うことで、カンボジアと日本の友好及びカンボジアの発展とそれにより波及する世界の国々の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十五号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十六号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十七号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一 十五 十三

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇七台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 九箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 七箇所

ハ 変更年月日

平成二十三年八月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一 十五 十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八 八 外 計五者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八 八 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十一年五月十七日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク春日部緑町店

春日部市緑町三丁目七百五十三 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月二十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千三十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇・四四立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

平成二十二年十二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート入間扇台店

入間市扇台土地区画整理事業四十七街区一、二、八画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月二十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千五百三十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

平成二十二年十二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
旧理事	石川勝己	春日部市下柳四〇六番地
新		春日部市下柳一三七九番地一

告 示

埼玉県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北赤木沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
赤谷沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
館1号沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
小貝戸沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
館	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
北赤木	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊

赤木―4

平面図等を埼玉県東松
山県土整備事務所に備
え置いて縦覧に供する。

急傾斜地の崩壊

告示

埼玉県告示第七十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一〇五〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

加須市大字不動岡字根付九〇五他二六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇三三・四立方メートル

浸透効果量 〇・〇二〇立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千八百十号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業新川都市下水道

三 事業施行期間

平成八年十二月十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

白岡町

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月四日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十三年一月四日

指令川建セ第二二 六四一号

二 検査済証番号

平成二十三年一月五日

川建セ第二二 一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都九七番一、九七番二、九七番三、九八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区大宮一丁目七番一八号

株式会社 アイネット 代表取締役社長 小黒 敏行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月二十一日

指令川建セ第二二 八三 号

二 検査済証番号

平成二十三年一月五日

川建セ第二二 一一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字下川原一 二番一、字向川原四 一番四、四 二番

一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町小杉九四九番地

伊東 完

告 示

埼玉県公安委員会告示第 10 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年1月14日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
坂戸自動車 教習所	特定講習の業務を行 う事務所の所在地	埼玉県坂戸市大字 塚越1446番地1	埼玉県坂戸市溝端町 1番地（3-209）

正 誤

埼玉県公安委員会告示第三百七十号目次（平成二十二年十二月二十一日第二千二百四十七号）中訂正

ページ

目次

誤

指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示の一部改正

正

指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示